

添付法令資料 1 :

韓国公共住宅特別法 (目次)

2023 年 10 月 24 日法律第 19763 号により一部改正 2024 年 4 月 25 日施行

| | |
|----------|---|
| 第 1 章 | 総則 (第 1 条ないし第 5 条) |
| 第 2 章 | 公共住宅地区の指定等 (第 6 条ないし第 14 条) |
| 第 3 章 | 公共住宅地区の造成 (第 15 条ないし第 32 条の 4) |
| 第 4 章 | 公共住宅統合審議委員会 (第 33 条及び第 34 条) |
| 第 5 章 | 公共住宅の建設等 (第 35 条ないし第 40 条) |
| 第 5 章の 2 | 共用財産・公共用財産である土地等における公共住宅事業 (第 40 条の 2 ないし第 40 条の 6) |
| 第 5 章の 3 | 都心公共住宅複合事業 (第 40 条の 7 ないし第 40 条の 17) |
| 第 6 章 | 公共住宅の買入れ (第 41 条ないし第 45 条の 2) |
| 第 7 章 | 公共住宅本部 (第 46 条及び第 47 条) |
| 第 8 章 | 公共住宅の供給及び運営・管理 |
| 第 1 節 | 公共住宅の供給 (第 48 条ないし第 48 条の 7) |
| 第 2 節 | 公共住宅の運営・管理 (第 49 条ないし第 51 条) |
| 第 9 章 | 補則 (第 52 条ないし第 56 条) |
| 第 10 章 | 罰則 (第 57 条ないし第 60 条) |
| 附則 | |